

相良村地域防災計画

平成30年6月

相良村防災会議

目 次

第1章 総則	1-1
第1節 計画の目的等	1-2
第2節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1-3
第3節 相良村の災害履歴	1-8
第2章 災害予防計画	2-1
第1節 水害・土砂災害予防計画	2-2
第2節 建築物等災害予防計画	2-4
第3節 火災予防計画	2-5
第4節 危険物等災害予防計画	2-6
第5節 文化財災害予防計画	2-7
第6節 災害危険地域指定計画	2-8
第7節 気象観測施設等整備計画	2-9
第8節 防災業務施設整備計画	2-10
第9節 物資・資機材整備・調達計画	2-11
第10節 自主防災組織等育成計画	2-12
第11節 地域防災力強化計画	2-15
第12節 防災知識普及計画	2-17
第13節 防災訓練計画	2-21
第14節 避難収容計画	2-24
第15節 避難行動要支援者等支援計画	2-28
第16節 医療保健計画	2-32
第17節 廃棄物処理体制の整備	2-33
第18節 災害ボランティア計画	2-34
第19節 業務継続計画	2-36
第20節 受援計画	2-37
第3章 災害応急対策計画	3-1
第1節 組織計画	3-2
第2節 職員配置計画	3-5
第3節 応援要請計画	3-7
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	3-9
第5節 予警報等伝達計画	3-10
第6節 通信施設利用計画	3-12
第7節 情報収集及び被害報告取扱計画	3-14
第8節 広報計画	3-16

第9節 水防計画	3-18
第10節 消防計画	3-19
第11節 避難収容対策計画	3-20
第12節 災害救助法等の適用計画	3-31
第13節 救出計画	3-32
第14節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画	3-34
第15節 医療救護計画	3-35
第16節 食糧供給計画	3-36
第17節 給水計画	3-37
第18節 生活必需品供給計画	3-38
第19節 住宅応急対策計画	3-39
第20節 交通規制計画	3-40
第21節 輸送計画	3-42
第22節 緊急通行車両確認計画	3-43
第23節 民間団体活用計画	3-44
第24節 労務供給計画	3-45
第25節 保健衛生計画	3-46
第26節 災害ボランティア活用計画	3-48
第27節 廃棄物処理計画	3-50
第28節 文教対策計画	3-51
第29節 ため池等管理計画	3-52
第30節 障害物除去計画	3-53
第31節 公共施設応急工事計画	3-55
第32節 農林応急対策計画	3-57
第33節 航空機災害応急対策計画	3-58

第4章 災害復旧・復興計画 4-1

第1節 災害復旧・復興の基本方向	4-2
第2節 公共土木施設災害復旧計画	4-3
第3節 農林業施設災害復旧計画	4-4
第4節 その他の災害復旧計画	4-6
第5節 被災農林業の経営安定計画	4-8
第6節 被災中小企業振興計画	4-9
第7節 被災者自立支援対策計画	4-10
第8節 復興計画	4-11

第 1 章 総則

第1節 計画の目的等

1. 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、相良村において、防災に関し県、他市町村及び各防災関係機関等と連携して必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、村土の保全、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格

- 1) 本計画は、相良村防災会議が作成する「相良村地域防災計画」として、本村における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。
- 2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、熊本県の「熊本県地域防災計画」を踏まえるものとする。
- 3) 本計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

3. 計画の基本方針

本計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

本計画の樹立及び推進にあたっては、次の事項を基本とするものとする。

- 自主防災体制の確立
- 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- 各種災害対策の推進
- 関係法令の遵守

第2節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1. 防災関係機関の責務

1-1. 相良村

村は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに村内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

1-2. 熊本県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

1-3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

1-4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び村の防災活動に協力する責務を有する。

1-5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県及び村その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2. 処理すべき事務又は業務

村、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

機関名	事務又は業務
相良村	
相良村	1. 相良村防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. 消防、水防その他の応急措置 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7. その他村の所掌事務についての防災対策 8. 村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
熊本県	
熊本県	1. 熊本県防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. 水防その他の応急処置 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7. その他県の所掌事務についての防災対策 8. 村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
指定地方行政機関	
九州財務局	1. 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること 2. 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3. 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 4. 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
九州農政局	1. 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2. 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3. 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4. 応急用食糧の調達・供給対策 5. 主要食糧の安定供給対策
九州厚生局	1. 災害状況の情報収集、通報 2. 関係職員の現地派遣 3. 関係機関との連携調整
九州森林管理局	1. 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2. 災害応急用材の需給対策
九州経済産業局	1. 災害時における物資の供給及び価格の安定対策 2. 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること

機関名	事務又は業務
九州産業保安監督部	1. 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること 2. 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策
九州総合通信局	1. 非常通信体制の整備に関すること 2. 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3. 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること 4. 災害時における電気通信の確保に関すること 5. 非常通信の統制、監理に関すること 6. 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡管区気象台 熊本地方気象台	1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
熊本労働局	1. 工場及び事業所等における労働災害防止対策
九州管区警察局	1. 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること 2. 広域的な交通規制の指導調整に関すること 3. 災害時における他管区警察局との連携に関すること 4. 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること 5. 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること 6. 災害時における警察通信の運用に関すること 7. 津波予報の伝達に関すること
九州運輸局熊本運輸支局	1. 災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導 2. 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3. 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
熊本海上保安部	1. 災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
大阪航空局熊本空港事務所	1. 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助 2. 遭難航空機の搜索及び救助
九州地方整備局	1. 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること 2. 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること 3. 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること 4. 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 5. 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 6. その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
九州地方環境事務所	1. 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2. 環境監視体制の支援に関すること 3. 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

機関名	事務又は業務
九州防衛局	1. 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2. 米軍施設内通行等に関する連絡調整
自衛隊	
自衛隊	1. 天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）
指定公共機関・指定地方公共機関	
日本郵便株式会社 （九州支社）	1. 災害時における郵便業務運営の確保 2. 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3. 災害時における郵便局窓口業務の確保
鉄道関係機関 （九州旅客鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社、南阿蘇鉄道株式会社、くま川鉄道株式会社及び肥薩おれんじ鉄道株式会社）	1. 鉄道施設の防災対策 2. 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 （熊本支店）	1. 電気通信施設の防災対策 2. 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
日本銀行 （熊本支店）	1. 災害時における金融対策。すなわち預貯金、り災関係手形及び災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き替えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。
日本赤十字社 （熊本県支部）	1. 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2. 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3. 義援金品、救援物資の募集配分
日本放送協会及び 放送報道関係 （NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社）	1. 気象予警報、災害情報等の災害広報対策
自動車運送機関 （公益社団法人熊本県トラック協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会）	1. 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
海上輸送機関 （三和商船株式会社、熊本フェリー株式会社、熊本県海運組合）	1. 災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保

機関名	事務又は業務
電力供給機関 (九州電力株式会社熊本支社)	1. 電力施設の保全、保安対策 2. 災害時における電力供給確保
ガス供給機関 (西部ガス株式会社、天草ガス株式会社、九州ガス株式会社、山鹿都市ガス株式会社、一般社団法人熊本県LPガス協会)	1. ガス施設の保全、保安対策 2. 災害時におけるガス供給の確保
西日本高速道路株式会社九州支社	1. 有料道路及び施設の防災対策
公益社団法人熊本県医師会	1. 災害時における医療、助産等の救護
一般社団法人熊本県歯科医師会	1. 災害時における歯科医療等の救護
公益社団法人熊本県薬剤師会	1. 災害時における薬剤師活動や医薬品供給
公益社団法人熊本県看護協会	1. 災害時における医療、助産等の救護
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	1. 災害時における住民支援、ボランティア支援
一般社団法人熊本県建設業協会	1. 災害時における応急対策
熊本県土地改良事業団体連合会	1. ため池及び水こう門等の整備と防災管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
病院等経営者	1. 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 2. 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設経営者	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における収容者保護
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1. 農林水産関係の被害調査又は協力 2. 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 3. 被災農林水産家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保、又は斡旋
商工会、商工会議所	1. 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力 2. 災害時における物価安定についての協力、徹底 3. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
金融機関	1. 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
学校法人	1. 避難施設の整備及び避難訓練 2. 被災時における教育対策
危険物施設及び高圧ガス、火薬類等の管理者	1. 安全管理の徹底 2. 防災施設の整備

第3節 相良村の災害履歴

本村において、これまでに大きな被害をもたらした災害及びその被害状況は、以下のとおりである。

年月日	災害の状況
昭和 38 年 8 月	川辺川大洪水 家屋流失 8 戸、橋流失 6 本、一部流失 4 本、 被害総額 5 億 7 千万円
昭和 39 年 8 月	台風 14 号 家屋半壊 8 戸ほか被害総額 3,800 万円
昭和 40 年 7 月	集中豪雨 流失埋没田 53.8ha、冠水 130ha、被害総額 6 億円
昭和 46 年 8 月	台風 19 号 被害総額 1 億 7 千万円
昭和 57 年 7 月	集中豪雨 被害総額 4 億 7 千万円
平成 3 年 9 月 27 日	台風 19 号 北嶽神社「鳥居杉」倒れ拝殿損壊、 被害総額 2 億 9,500 万円
平成 16 年 8 月	台風 16 号 村内全域に避難勧告
平成 16 年 9 月	台風 18 号 山手・夜狩尾・平・中尾・小柏地区に避難勧告
平成 17 年 9 月	台風 14 号 永江・上園地区に避難勧告
平成 18 年 7 月	平成 18 年 7 月豪雨 廻・高尾野・上園・前田新村・田代地区に避難勧告、 飛行場用水路崩壊（上園・境田）
平成 24 年 7 月	九州北部豪雨 土砂崩れにより家屋全壊 3 戸（椎葉） 川辺川の氾濫により床上浸水 2 戸、床下浸水 5 戸

相良村 HP「相良村の概要」より作成

第2章 災害予防計画

第1節 水害・土砂災害予防計画

1. 土砂災害対策

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項についてあらかじめ定めるものとし、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講じる。

- 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 救助に関する事項
- その他、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない土砂災害危険箇所等についても、災害対策基本法に基づき、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めておく。

加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組む。

2. 治水対策

水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項についてあらかじめ定めるものとする。

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 浸水想定区域内に洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法についても定める。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

3. 内水氾濫対策

近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進める。

4. 汚水処理施設対策

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると住民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場、管渠について浸水に対して必要な対策を講じる。

5. ため池の管理

ため池については、余水吐けの整備、底ひ管等の陥没、漏水の防止、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐けの閉そくの原因となるおそれのある物件を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。特に、貯水量の増加を図るために、余水吐けに土俵等を積むことは避けるものとする。

以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に、ため池の管理者への啓発を行う。

村内におけるえん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池は、以下のとおりである。

施設名称	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	受益 面積 (ha)	受益 戸数 (戸)	管理者	住所	備考
瀬戸	7	95	84,000	10	31	相良村土地改良区	相良村深水 2500-1	緊急点検 対象

第2節 建築物等災害予防計画

1. 建築物の耐震化の推進

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震の被災状況等に鑑み、建築物の耐震化の推進に向けて、県と協力して以下の対策を講じる。

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。
- 住民にとって身近な木造住宅の耐震化に向け、建築物の耐震知識の普及・啓発を図る。

2. 建築物の不燃化の推進

毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っていることに鑑み、建築物の不燃化の推進に向けて、県と協力して以下の対策を講じる。

- 建築物の新築や増築等に際しては、建築基準法や消防法等による必要な防災対策を講じる。
- 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えることから、住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等、住宅防火対策の推進に努める。
- 既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。

3. 落下物対策

建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

第3節 火災予防計画

1. 火災予防対策の指導

1-1. 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。

本村においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

1-2. 予防査察の指導強化

各消防機関が行う予防査察においては、管内の防火対象物の実態を十分把握し、それに基づき消防計画・防火管理体制・消防用設備等の維持管理等について適切な指導を行っていくよう強力に推進する。

1-3. 火災危険区域の設定

火災の危険の大きい区域については、消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導する。

1-4. 防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。

1-5. 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるため、その普及促進を図る。

特に高齢者等が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

1-6. 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるように、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

1-7. 幼年、少年、女性（婦人）防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年婦人防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

第4節 危険物等災害予防計画

1. 危険物の災害予防対策

1-1. 保安体制の確立

製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに、当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

1-2. 製造所等の維持管理

製造所等の保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査するものとし、製造所等における災害防止に向けた積極的な指導を行う。

- 位置、構造及び設備の維持管理状況
- 消火設備、警報設備の保安管理状況
- 危険物の貯蔵及び取扱状況
- 危険物取扱者の立合い状況

1-3. 自主予防対策の推進

製造所等の種類、規模に応じ、所有者等が次の措置を取り、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導を行う。

(1) 予防規程の遵守

予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者への周知と遵守の徹底を図る。

(2) 自衛消防組織の充実

自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させるなど、その消火活動の向上を指導し、災害発生に対応できるよう組織力の強化充実を図る。

(3) 定期点検の励行

保安検査、立入検査のほか、製造所等において当該施設の設備に関して不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を実施するよう指導する。

1-4. 危険物の輸送

警察の協力を求めてタンクローリーなど危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送、運搬基準の励行等につき指導取締を行う。

1-5. 消火薬剤等の緊急輸送対策

関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第5節 文化財災害予防計画

1. 文化財の災害予防対策

1-1. 講習会の開催等

次により防災思想の普及を図る。

- 文化財講習会等により、関係者の文化財保護に対する認識を高める。
- 県、警察、消防機関及び所有者との連絡を密にし、防災について指導する。
- 所有者に対し、保存の方法について指導する。

1-2. 防火対策

文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づき、防火に関し、次の措置を実施する。

- 文化財の防火計画を樹立し、これに基づき防火訓練、防火講習会又は研究会等を積極的に実施し、防火体制を確立する。
- 防火体制と保護活用の両面から防火を主体とした文化財の整理整頓を実施する。
- 村火災予防条例により火気の使用を規制する。
- 火災の発生するおそれのある箇所を調査し、防火診断を受け、これに基づき改善する。

2. 出土品・記録類の保管のあり方

貴重な出土品・記録類が火災や盗難により消失する事故を防ぐために、所管の出土品・記録類については、火災・災害等に備え、その種類又は内容によって、保管・整理の方法を工夫し適切に実施する。

第6節 災害危険地域指定計画

1. 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握は、次の点に留意して行う。

- 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行う。
- 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておく。

2. 災害危険地域の現況

県等により指定されている村内の災害危険地域の現況は、資料編に示すとおりである。

3. 危険区域の巡視等

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、危険区域について、河川及び堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員（消防団員）を配置する。

防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位の上昇により破堤が発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位と堤防等の高さを比較のうえ適切に対応する。

第7節 気象観測施設等整備計画

1. 気象観測施設の概況

村内における気象観測施設の概要は、資料編に示すとおりである。

2. 気象観測施設等の整備

現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る。

第8節 防災業務施設整備計画

1. 水防施設

水災を防御し、又は被害の軽減を図るためには、応急対策の円滑化を期する必要がある。

そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図る。

2. 消防設備

村内の消防施設の現況を把握するとともに、消防力の充実を図るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備する。

3. 通信設備

本村における通信施設の現況は、資料編に示すとおりである。

4. 防災活動拠点施設

村は、災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、防災活動拠点を整備するものとし、大規模な災害に限らず、災害規模に応じた防災活動拠点の確保を図る。

また、防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

第9節 物資・資機材整備・調達計画

1. 食糧・生活必需品の備蓄

災害時における被災者への救助の万全を期するため、食糧・生活必需品の備蓄を行うとともに、定期的にこれらの点検を行う。また、小売業者等との供給協定の締結による流通備蓄の確保も推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合には、物資や資機材の調達や輸送が平時のように実施できないことが予測されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。

本村における食糧・生活必需品の備蓄状況は、資料編に示すとおりである。

2. 災害用装備資機材の整備充実

2-1. 資機材の整備充実

災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じて、次の災害用資機材の整備充実に努める。

- 救出救助用資機材
- 照明用資機材
- 災害対策用特殊車両
- 交通対策用資機材
- その他後方支援用等必要な資機材

2-2. 資機材の調達

災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努める。

2-3. 防災関係機関や民間事業者との連携

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

3. 燃料備蓄

支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料について、備蓄方法の検討に取り組む。

なお、石油関係団体と協定を締結するなど、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

4. 救援物資の管理・輸送等

県等より供給された救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から救援物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなどの体制整備に努めるものとする。

第10節 自主防災組織等育成計画

1. 必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な活動ができないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成を促進する必要がある。

災害時に自主防災活動をより効果的に行うためには、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。

また、多数の者が利用、従事する施設又は危険物取り扱い事業所等で一定規模以上のものにおいては、地震等の災害発生時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のため有効である。

2. 地域住民等の自主防災組織

2-1. 組織の育成及び活動促進

県や消防などの関係機関と連携しながら、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行う。

2-2. 組織の編成単位

- 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること。
- 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

2-3. 組織づくり

既存の行政区の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

- 行政区の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- 女性団体、青年団体、PTA 等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

2-4. 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

2-5．主な活動内容

自主防災組織の主な活動内容は、以下のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災に関する知識の普及 イ 地域一体となった防災訓練の実施・参加 ウ 情報の収集伝達体制の整備 エ 火気使用設備器具等の点検 オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認 カ 危険箇所の点検・情報共有 キ 避難行動要支援者の把握 ク 地域内にある他組織との連携促進	ア 地域内の被害状況等の情報収集及び村への伝達 イ 出火防止、初期消火の実施 ウ 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達 エ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導 オ 避難行動要支援者への避難支援 カ 救出・救護活動への協力 キ 避難生活における避難場所、避難所の運営等 ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握 ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3．事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、本村が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

3-1．事業所に対する指導

法令に基づく事業所の自衛消防組織等の設置について、対象事業所への指導を行う。また、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

3-2．対象施設

- 中高層建築物、宿泊施設、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたる効果が効果的である施設

3-3．組織づくり及び活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の制定を行うものとする。

3-4．主な活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は、以下のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災訓練の実施 イ 施設及び設備等の点検整備 ウ 従業員等の防災に関する教育の実施等	ア 従業員等の安否確認 イ 情報の収集伝達 ウ 出火防止、初期消火の実施 エ 避難誘導 オ 救出・救護の実施及び協力 カ 避難所の運営協力

4．地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

行政区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。

また、村は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう行政区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第11節 地域防災力強化計画

1. 自助

「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

1-1. 平時の取組

- 知識等の取得
 - 過去の災害の発生状況
 - 気象予報警報等の種別と対策
 - 防災訓練等への参加
- 事前の確認
 - 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
 - 家族等との連絡方法や集合場所
 - 就寝場所の安全確認
 - 災害情報の入手方法
 - 近隣の井戸の位置等の確認
 - 個別受信機等のスイッチ確認
- 事前の備え
 - 地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
 - 防災メールサービスへの登録
 - 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄を含む。）
 - 日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
 - 非常持ち出し品(非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等)の準備
 - 薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

2. 共助

「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から行政区や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

2-1. 平時の活動

- 防災に関する知識の普及
- 地域一体となった防災訓練（市町村等と連携した訓練等）の実施
 - 避難勧告等の地域への情報伝達訓練
 - 被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、市町村への情報伝達訓練
 - 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - 避難所の運営訓練
 - 消火訓練 等

- 情報の収集伝達体制の整備知識等の取得
- 火気使用設備器具等の点検
- 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- 危険箇所の点検・情報共有
 - 地域の見廻り
 - 地域防災ハザードマップの作成
 - 避難行動要支援者の把握
 - 地域内にある他組織との連携促進

2-2. 災害時の活動

- 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達
- 出火防止・初期消火の実施
- 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
- 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- 避難行動要支援者等に対する避難支援
- 救出・救護活動への協力
- 避難所の運営
- 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災活動

事業所は、村の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

- 防災体制の整備
- 防災訓練の実施
- 施設の耐震化・耐浪化
- 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
- 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
- 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県及び村との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第12節 防災知識普及計画

1. 計画の方針

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、村及びその他の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、職員及び住民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。

また、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する住民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2. 職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に本計画の実行上の主体となる職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図る。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努める。

2-1. 教育の内容

- 本計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- 非常参集の方法
- 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- 過去の主な被害事例
- 防災関係法令の運用
- その他必要な事項

2-2. 教育の方法

- 講演会、研修会等の実施
- 防災活動の手引き等印刷物の配布
- 見学、現地調査等の実施

3. 一般住民に対する防災知識の普及

3-1. 普及の方法

一般住民に対する防災知識の普及にあたっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用にも努めるものとする。

さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

- 村広報媒体等の利用（広報誌等の印刷物、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）
- パブリシティ活動の展開（報道機関への情報提供）
- 映画、スライドの利用
- 広報車の巡回
- その他講習会、展覧会等の開催

3-2. 普及の内容

普及事項は、おおむね次のとおりである。

- 火災予防の心得
- 気象予警報等の種別と対策
- 災害危険箇所の認識
- 台風襲来時の家屋の保全方法
- 農林水産物に対する応急措置
- 3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- 夕方明るいうちからの予防的避難
- 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- 告知放送システム戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- 防災サイレン吹鳴の意義
- 避難先及び避難方法
- 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備
- 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- 災害時の心得
- 自動車運転者のとるべき措置

3-3. 防災相談

一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応する。

4. 学校教育における防災知識の普及

学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

4-1. 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。また、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行う。

- 災害時の身体の安全確保の方法
- 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- 風水害等災害発生のおそれ
- 防災対策の現状
- 住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等

4-2. 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図る。

5. 防災上重要な施設の管理者等の指導

防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進する。

- 避難誘導等防災体制の整備
- 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- 出火防止、初期消火等の任務役割
- 防災業務従事者の安全確保

6. 事業所の防災対策の促進

優良事業所表彰、事業所の防災に係る積極的評価等により、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図る。

7. 外国人に対する防災知識の普及

日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど、要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努める。

8. 防災知識の普及の時期

「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行う。

防災の日：9月1日

防災とボランティアの日：1月17日

9. 災害教訓の伝承

大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努める。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第13節 防災訓練計画

1. 総合防災訓練

1-1. 県総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難・消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとしている。

訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、複数のヘリコプターによる救出、救助活動等を想定し、熊本県ヘリコプター運用調整会議構成機関等による連携訓練に取り組み、災害時における円滑かつ安全なヘリコプター運用調整体制の検証・確立に努めるものとする。

(2) 訓練計画

自主防災組織、非常通信協議会、警備業協会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとしている。

訓練の内容は、おおむね次のとおりである。

- | | | |
|--------------|---------|--------|
| ● 情報収集伝達 | ● 救出・救助 | ● 水防 |
| ● 安否確認、避難所運営 | ● 医療救護 | ● 道路啓開 |
| ● 避難誘導 | ● 消防 | ● 防疫 |
| ● 災害警備 | | |

1-2. 村総合防災訓練

本村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するよう努める。また、村単独実施が困難な場合は、近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

2. 広域防災訓練

相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努める。

3. 複合災害想定訓練

様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

4. 村の個別防災訓練

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、単独又は県、その他の防災関係機関と共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、災害対応能力の向上を図る。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- 参集（非常呼集）訓練
- 災害対策本部等設置訓練
- 情報収集伝達（通信）訓練
- 水防訓練
- 消防訓練
- 避難（誘導）訓練
- 救出・救護訓練
- 輸送訓練
- 安否確認及び避難所運営訓練
- その他必要な訓練

5. 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行う。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6. 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、災害を想定した避難訓練等を実施する。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7. 訓練の時期・場所等

訓練の時期・場所等に関する留意事項は、以下のとおりである。

項目	内容
訓練の時期	「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施する。
訓練の場所	訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施する。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定する。
訓練の実施・指導等	村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
訓練の工夫	防災訓練の実施にあたっては、防災マップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
訓練実施における要配慮者等への配慮	防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努める。
訓練の検証	防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努める。

第14節 避難収容計画

1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

1-1. 緊急避難場所及び避難所

(1) 指定基準

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるものとする。

それぞれの指定基準は、以下のとおりである。

区分	指定基準
指定緊急避難場所	被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの。
指定避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

(2) 指定施設の環境整備等

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した施設については、災害時の活用に向けて以下の対策を行う。

- 指定緊急避難場所については、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておく。
- 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）を設置・整備するとともに、必要に応じ、空調設備、照明、トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食糧、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所については、避難時の二次被害等を防ぐため、耐震化を順次進める。

1-2．避難路

指定緊急避難場所の指定に併せて、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路等をあらかじめ避難路に選定、整備する。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう、案内標識、誘導標識等も併せて整備する。

2．避難勧告等の発令の判断基準の整理

避難勧告等（「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておく。

そのため、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考にマニュアルを整備するものとし、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行う。

また、深夜の豪雨など、避難困難な状況下での避難勧告等のあり方について検討を行うとともに、避難勧告等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法の取り決めや連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3．避難誘導の事前措置

3-1．指定緊急避難場所等の周知徹底

大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努める。

なお、住民に対する周知徹底にあたっては、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

- 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
- 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- 避難勧告等の伝達方法
- 避難後の心構え

3-2．広域避難及び被災者の運送

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3-3．多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、村、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

3-4．児童生徒等の対策

村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。学校長は、集団避難が迅速かつ安全に行われるよう、児童・生徒等の実態に即し、次の事項について定めた計画を策定する。

- 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
- 緊急避難場所の指定
- 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者
- 児童生徒の携行品
- 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- 負傷者の救護方法
- 保護者への連絡及び引き渡し方法
- 登下校中の避難方法

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と村間、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努める。

4．避難所の開設・運営体制の整備

4-1．速やかな避難所開設のための体制構築

複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難勧告等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図る。

4-2．避難所運営マニュアルの作成等

災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、行政区、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、避難所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努める。

4-3．避難所におけるボランティア等の受入れ

避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておく。

5．応急仮設住宅建設予定場所の選定

周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努める。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

6. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

6-1. 住民への啓発

住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

6-2. 事業所等への啓発

事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食糧・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促す。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促す。

6-3. 避難所等の提供

避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努める。

6-4. 情報提供体制の整備

公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

6-5. 安否確認の支援

災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

6-6. 徒歩帰宅者に対する支援

コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進する。

7. 孤立化地域対策

孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路としてあらかじめ選定しておく。

第15節 避難行動要支援者等支援計画

1. 避難行動要支援者等支援体制の整備

1-1. 全体計画の策定

村内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、避難行動要支援者名簿や避難支援体制、情報伝達体制などについて、本村の取扱い方針を定めた全体計画を策定し、共助の仕組みの充実を図る。

1-2. 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努める。

(1) 名簿に掲載する者の範囲

原則として以下のうち、在宅で自力避難ができない者、時間を要する者で家族などの支援が望めない者及び援護力が不足している者を対象とする。

- 要介護3以上の認定を受けている者
- 障がい者（身体・精神障害者手帳1、2級又は療育手帳Aの者）
- 難病患者
- 上記以外で村長が特に必要があると認めた者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課係で把握している情報を集約するよう努める。

(3) 名簿の更新に関する事項

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(4) データのバックアップ

災害規模によって機能が著しく低下することを見据えて、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

1-3．避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿情報を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備する。ただし、村条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとするとともに、情報伝達にあたっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

- 行政区
- 消防機関
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 警察機関
- その他、村長が特に必要と認めた者

(2) 情報の提供に際し情報漏えいを防止するため、村が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- 避難行動要支援者名簿は、必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿の取扱い者を限定するよう指導する。

1-4．避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

(1) 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であることから、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定める。

また、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図る。

これらの取り組みを通じて、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）の策定に努める。

(2) 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、避難支援者、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や、避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

(3) 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要である。このため、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図る。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、自主防災組織・自治会等と協力し、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取り組みを行っていくよう努める。

さらに、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努める。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図る。

(4) 安否確認の体制づくり

災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、老人クラブ等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備する。

1-5．避難行動要支援者支援班の設置

避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努める。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備・高齢者等避難開始等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

2．避難所の確保・整備

2-1．福祉避難所を含めた避難所の確保

指定避難所に指定した施設について、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進める。

また、病院、社会福祉施設の活用を含め、高齢者や障がい者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置及び指定を進めるとともに、宿泊施設等との協定の締結による避難所（福祉避難所）の確保についても検討する。

2-2．物資の備蓄等

指定避難所に指定した施設には、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品やお粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

第16節 医療保健計画

1. 医療施設の安全性の確保

医療施設の安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。

- 医療施設における安全性を確保すること。
- 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
- 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。

2. 災害時における医療救護体制の整備

小学校単位等を配慮し、災害時の村内における救護体制の整備を図る。

なお、全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法を記したマニュアルの作成に努める。

3. 防疫体制の整備

3-1. 講習会、研修会等の実施

防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

3-2. 防疫班等の整備

あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するとともに、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、周到な防疫計画を立てておくものとする。

第17節 廃棄物処理体制の整備

1. 廃棄物の仮設場用地の選定等

災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の処理を迅速・適正に行うため、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場用地の選定・確保に努めるとともに、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破碎等）など、段階的な処理場用地の選定に取り組む。

2. 災害廃棄物処理の広域応援体制の整備

災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村との相互応援体制の整備に努める。
また、広範囲の被災により、近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定し、広域応援体制の整備に努める。

3. 廃棄物処理施設における予備資材の確保

廃棄物処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え、予備資材の確保に努める。

第18節 災害ボランティア計画

1. 地域福祉の推進

村は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び効果的な災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から社会福祉協議会、住民、行政区、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力のあり方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるむらづくりを進める。

また、村社協、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会を積極的に取り入れるよう努める。

2. 関係機関との協働体制の構築

村及び村社協は、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3. ボランティアの養成・登録及び体制整備

村社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、以下のとおり災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

- 災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。
- 災害時に、被災住民がボランティアの支援を円滑に受け入れることができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容等について理解促進を図る。
- 災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。
- 災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

4. ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質の向上

災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは、被災地センターを円滑に運営するにあたって重要な役目を担っている。

そこで、村社協は、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、村、県社協や村社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

第19節 業務継続計画

1. 業務継続計画の策定

村は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 電気、水、食料等の確保
- 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 重要な行政データのバックアップ
- 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第20節 受援計画

1. 受援計画の策定

村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定に当たっては、次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

総括

- 応援要請の手順
- 受援体制（受援組織の設置、受援組織の構成、役割）
- 応援の人的・物的資源の管理体制

人的支援

- 受援対象業務の整理（応援職員が行う業務の明確化、タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理、業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理）
- 応援職員の活動環境の確保（応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保）

物的支援

- 調達先の確認・確保、要請手順
- 受入拠点の確保
- 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

第 3 章 災害応急対策計画

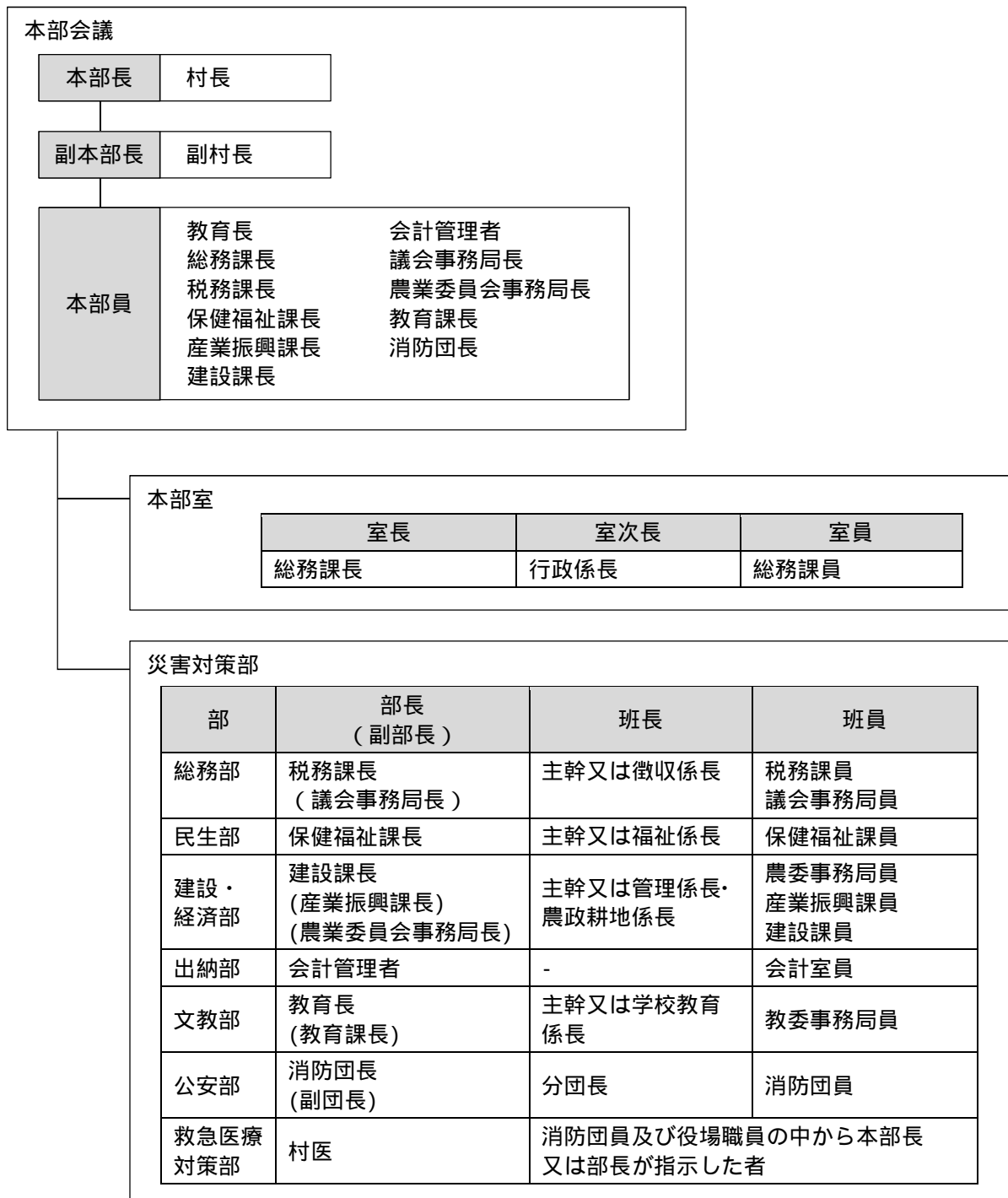
第1節 組織計画

1. 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、本計画及び相良村災害対策本部条例の定めるところにより、相良村災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

1-1. 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、以下に示すとおりである。



1-2．本部会議

本部会議では、次の事項について協議を行う。

- 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- 自衛隊の派遣要請に関する事項
- 災害救助法の発動要請に関する事項
- その他必要な事項

1-3．各部の事務分掌

各部の事務分掌は、次頁に示すとおりである。

1-4．災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、相良村役場に設置する。

1-5．現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2．関係機関との連携

大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関及び学識経験者の参加を求める。

各部の事務分掌

部	事務分掌
本部室	1 本部会議に関する事項 2 災害情報の収集及び伝達に関する事項 3 被害情報の報告及び公表に関する事項 4 各部及び他の機関との連絡調整に関する事項 5 自衛隊等の派遣申請に関する事項 6 災害応急処置の業務命令に関する事項 7 その他本部長の指示に関する事項
総務部	1 職員（休暇者、出張者、来庁者）の安否の報告に関する事項 2 庁内放送などでの情報伝達に関する事項 3 被害情報の収集（テレビ・電話等）に関する事項 4 食糧、飲料水、寝具の確保に関する事項 5 災害情報の広報に関する事項 6 その他総務部の分掌事務にかかる災害予防及び災害対策に関する事項
民生部	1 災害救助法に関する事項 2 義援金及び見舞品等の受付配分及び運送保管に関する事項 3 日赤、その他との連絡事項 4 被災者の就職の斡旋に関する事項 5 食品衛生、飲料水施設に関する事項 6 清掃に関する事項 7 医薬品衛生材料の供給に関する事項 8 防疫に関する事項 9 応急食糧の確保に関する事項 10 負傷者及び急病人等に関する事項 11 要援護者等の連絡調整に関する事項 12 その他民生部に関する事項
建設・経済部	1 必要物資の斡旋に関する事項 2 農畜林産物に対する技術応急措置に関する事項 3 被災農林水産業者、中小企業者に対する融資の斡旋に関する事項 4 労働力の確保及び供給に関する事項 5 災害用舟艇の確保に関する事項 6 農業共同施設の応急対策に関する事項 7 林道、治山施設の応急対策に関する事項 8 土木施設の応急対策に関する事項 9 水防及び水防資材に関する事項 10 交通途絶時の迂回等の設定等に関する事項 11 その他建設・経済部に関する事項
出納部	1 災害救助基金の出納に関する事項 2 義援金等の保管に関する事項 3 応急対策物資の購入出納に関する事項 4 その他出納部に関する事項
文教部	1 応急学童対策に関する事項 2 その他文教部に関する事項
公安部	1 災害応急施設に関する事項 2 交通指導及び取締り並びに緊急輸送の確保に関する事項 3 その他公安警備に関する事項 消防団長の団員に対する出動命令後は、各分団より2名、連絡員として本部に勤務させる。 第1分団～第6分団＝相良村役場 第7分団～第9分団＝四浦出張所又は林業総合センター
救急医療対策部	1 救護班に関する事項 2 患者輸送に関する事項 3 救急医療薬品等の供給に関する事項

第2節 職員配置計画

1. 災害対策本部設置前の配置体制

1-1. 注意体制

気象業務法等に基づく災害に関する注意報、警報が発表され、本部長が注意体制をとる必要があると認めたときは、災害の防除及び被害の軽減を図るため、下表に掲げる体制により、警報の伝達及び災害情報並びに被害報告の収集にあたるものとする。この場合において、本部長は、事前に待機職員の数等を定め、熊本県球磨地域振興局長に報告するものとする。

部名	人員
本部室	1人
建設部	1人
総務部・民生部・経済部・出納部・文教部	1人

1-2. 警戒体制

本村で震度4の地震が発表された場合には、本部室職員3名による警戒体制をとり、警報の伝達及び災害情報並びに被害報告の収集にあたるものとする。

2. 災害対策本部設置後の配置体制

2-1. 配置区分及び配置内容

災害対策本部を設置した場合における職員の配置区分、配置時期及び配置内容は、以下のとおりである。また、各配置区分における配置職員は、次頁に示すとおりである。

区分	配置時期	配置内容
第1配置	● 局地的な災害が発生した場合 ● その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	気象情報及び地震情報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。
第2配置	● 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大する恐れがある場合 ● その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合、直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。
第3配置	● 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ● 震度5弱以上の地震が発生した場合 ● 本部長が当該配置を指示したとき	全職員を持ってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。

各部の配置職員

部	部長 (副部長)	班長	班員	配置人員		
				第1	第2	第3
本部室	総務課長	行政係長	総務課員	3	6	全員
総務部	税務課長 (議会事務局長)	主幹又は徴収係長	税務課員 議会事務局員	2	4	全員
民生部	保健福祉課長	主幹又は福祉係長	保健福祉課員	2	7	全員
建設・ 経済部	建設課長 (産業振興課長) (農業委員会事務局長)	主幹又は管理係 長・農政耕地係長	農委事務局員 産業振興課員 建設課員	2	7	全員
出納部	会計管理者	-	会計室員	1	2	全員
文教部	教育長 (教育課長)	主幹又は 学校教育係長	教委事務局員	2	4	全員
公安部	消防団長 (副団長)	分団長	消防団員	1	12	全員
救急医療 対策部	村医	消防団員及び役場職員の中から本部長又は部長が 指示した者				

2-2. 配置解除

次の場合には、配置体制を解除する。

- 災害発生のおそれのある注意報及び警報が解除されたとき。
- 本部長が被害発生危険が去ったと認めたとき。
- その他本部長が必要に応じ解除の指示をしたとき。

3. 職員の参集

職員は、災害が発生した場合は、進んで上司との連絡をとり、又は自らの判断で、それぞれの参集場所に参集するものとする。

なお、勤務時間外に発表された注意報及び警報を受理した職員は、直ちに室長に連絡し、室長は、部長に報告するとともに関係部長（関係課長）に連絡するものとする。

4. 職員派遣の要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条、又は災害対策基本法第30条の規定により、他の地方公共団体、又は国の機関の職員の派遣や、職員の派遣の斡旋を求める。

第3節 応援要請計画

1. 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

村単独では十分な応急対策活動が実施出来ない場合には、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日協定）に基づき、他市町村への応援要請を行う。

応援要請の内容は、以下のとおりである。

- 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- その他、特に被災市町村から要請があった事項

2. 消防関係相互の応援要請等

消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは、他の消防機関に対して応援要請を行う。

応援の要請は、「熊本県市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

3. 県への応援又は応援斡旋の要請

災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋を要請する。

なお、県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限の一部を市町村に代わって行うこととしている。また、国土交通省等は、被災により市町村及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限の一部を市町村に代わって行うこととしている。県又は国土交通省等による代行の範囲は、以下のとおりである。

- 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限（県のみ）
- 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4. 応援の受入に関する措置

他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所のあっせん等応援の受け入れ体制の整備に努める。

5. 複合災害における応援要請

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

6. 相互応援の強化

大規模災害発生時には、村のみでは応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には、適切な応援協力を図るものとする。

他自治体との相互応援協定締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮する。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

1. 自衛隊の災害派遣要請

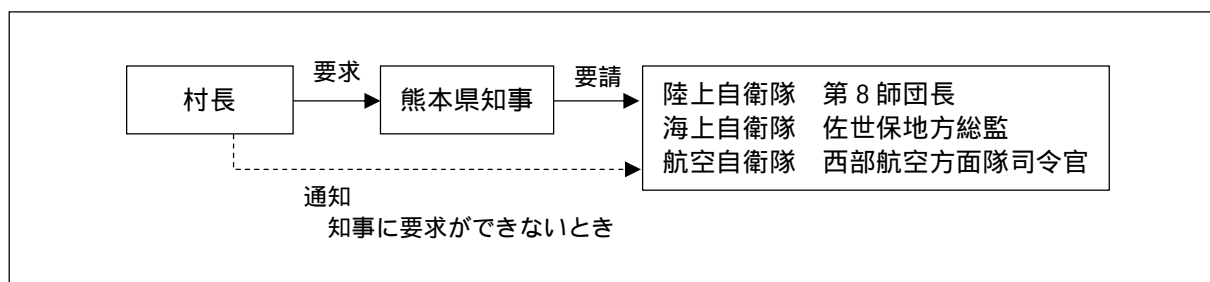
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊への災害派遣要請を行うよう要求する。

災害派遣要請要求は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うこととし、この場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

なお、知事に対して要求を行うことができない場合には、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知することができる。この場合においては、速やかに知事への通知を行う。

自衛隊災害派遣要請の経路及び要請時の明示事項は、以下のとおりである。

自衛隊災害派遣要請の経路



要請時の明示事項

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - 派遣を希望する期間
 - 派遣を希望する区域及び活動内容
 - その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）
- 突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請する。

2. 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は、次の事項とする。

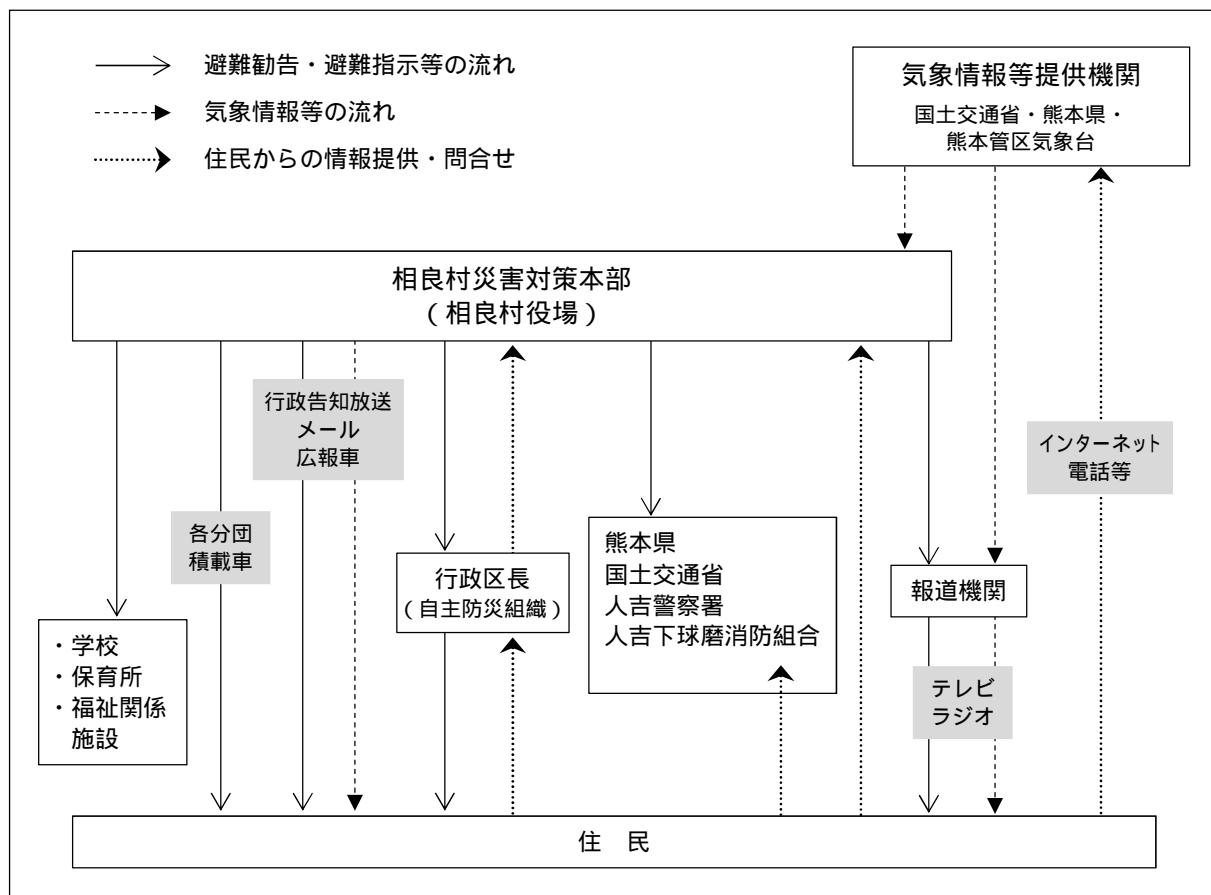
- 人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出・救助
- 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- 給食：炊事車による炊飯（温食）
- 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

第5節 予警報等伝達計画

1. 予警報等の伝達

関係機関より予警報等の伝達を受けた場合には、以下の情報伝達経路に従い、速やかに住民等に周知する。特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

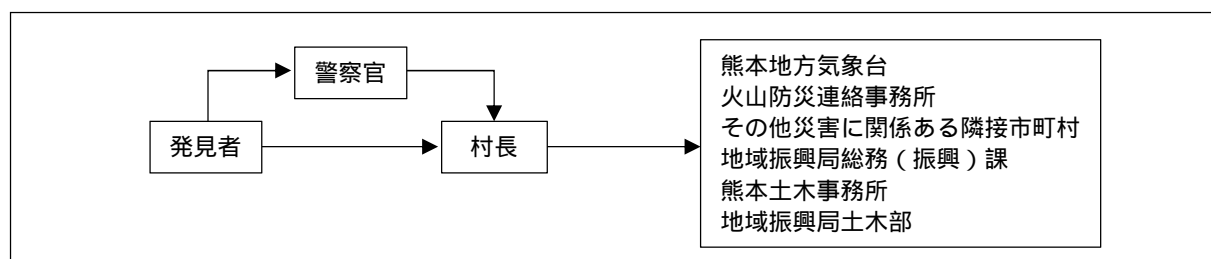
情報伝達経路



2. 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象（次頁の「異常現象の例」を参照）を発見した者は、災害対策基本法第54条により直ちに自己又は他人により村長又は警察官に通報するものとし、この通報を受けた場合においては、迅速に下記の機関へ通報を行う。この通報は、電話又は電報によることを原則とするが、地震に関する事項については、文書によることも可能である。

異常現象発見時の通報系統



異常現象の例

区分	現象		現象の例
気象に関する事項	著しく異常な気象状況		強い台風、強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	● 火山地域での地震の群発 ● 火山地域での鳴動の発生 ● 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 ● 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 ● 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 ● 湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等 ● 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等 ● 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 ● 量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻繁する有感地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		-

3. 予警報等の伝達についての応急措置

災害の発生その他の事情により、予警報等の伝達について、あらかじめ計画した措置によることのできないときは、関係機関と相互に連絡協力して、特別警報・警報・注意報を住民に周知させるための措置を講ずる。

第6節 通信施設利用計画

1. 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行う。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努める。

通信手段	備考
(1) 加入電話による通信	災害時における通信は、通常、加入電話により行う。 なお、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、平常時から NTT 西日本熊本支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。 緊急を要する通話にあたっては、「非常・緊急」をもって呼び出し、関係機関に通報する。 この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由を告げるものとする。
(2) 電報による通信	災害のための緊急を要する電報発信にあたっては、NTT 西日本が定める「電報サービス契約約款」(平成 11 年西企営第 2 号)の定めるところによることとし、発信人は、その旨を電報サービス取扱所に申し出る。 非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲並びに内容は、普通電話による非常・緊急通話に準じて取り扱う。
(3) 警察電話による通信	警察機関(県警察本部、警察署、交番、派出所、駐在所)を通じて通報する。
(4) 鉄道電話による通信	鉄道所属の電話により最寄り駅等から通信の相手機関に最も近い駅等を経て通信する。
(5) 警察無線電話による通信	警察電話による通信に準じて扱う。
(6) 防災行政無線電話による通信	防災行政無線が設置されている関係機関相互間において通信を行うもの。
(7) 中央防災無線・消防防災無線による通信	県と国の各省庁との間で通信するもの。

村内の通信施設の現況は、資料編を参照。

2. 通信が途絶した場合における措置

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。

通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行う。

非常通信を利用することができる通報の内容及び通信依頼時の留意事項は、以下のとおりである。

非常通信を利用することができる通報の内容

- 人命の救助に関するもの。
- 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせる場合の指令及びその他の指令。
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- 遭難者の救助に関するもの。
- 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- 鉄道路線、道路、電力設備及び電信電話回線の破壊、又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配並びに運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- 防災機関相互間において発受する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- 救助法等の規定に基づき、県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

通信依頼時の留意事項

- 通報依頼のとき窓口で「非常」と表示する。
- 通報文一通の字数は、なるべく 200 字以内にまとめる。
- 電話で依頼してもよい。
- 通報文は、電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所氏名、発信者の住所氏名（電話番号も併記）を記入する。
- 返電の配達方法を協議しておく。

3. 放送要請

災害のため、利用できる通信の全てが麻痺した場合又は著しく困難な場合において、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について、緊急に通知、要請、伝達又は警告をするため、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

第7節 情報収集及び被害報告取扱計画

1. 被害情報等の調査・報告

1-1. 被害情報等の調査

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち ～ の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては、具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、 の中の行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

なお、報告は、被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合は、その様式等にこだわらないものとする。

人的被害（行方不明者の数を含む）

火災の発生状況

住家の被災状況

住民の行動・避難状況

土砂災害等の発生状況

道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

医療救護関係情報

その他必要な被害報告

1-2. 被害情報等の報告

調査等により把握した村内の被害情報は、県その他の関係機関に通報又は報告を行う。

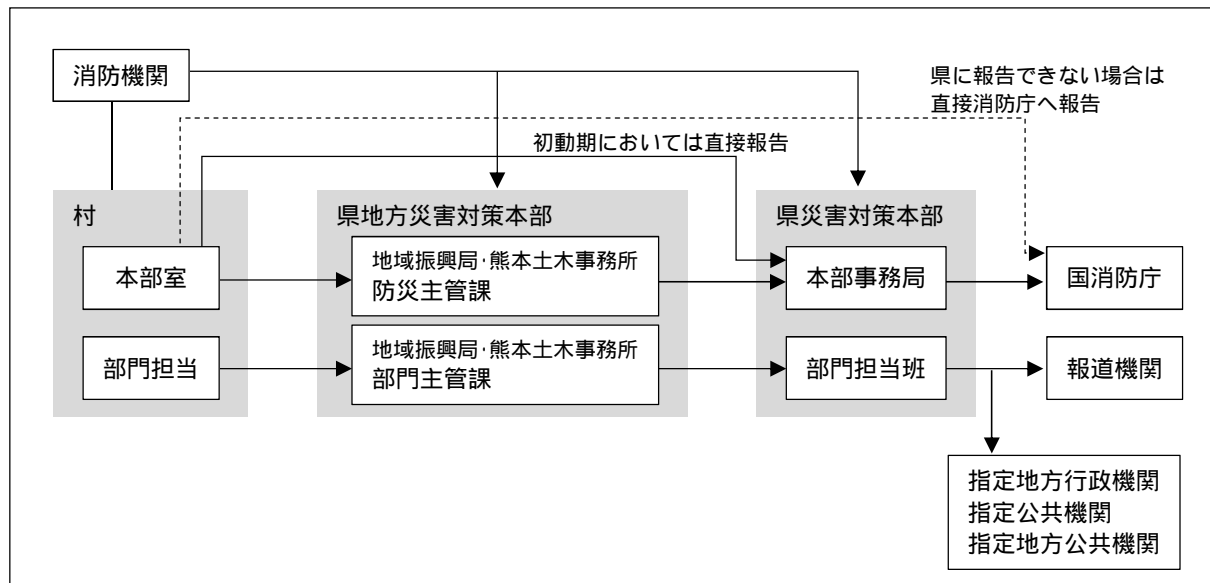
なお、県への報告にあたっては、原則として、地域振興局総務（振興）課又は熊本土木事務所を経由して県本庁に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県（県本庁又は地域振興局及び熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に従い、地震が発生し、村内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については、直接消防庁に対して報告するものとする。

なお、被害報告等を迅速、かつ的確に処理できるよう、あらかじめ1名の被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

被害情報等の伝達系統



1-3. 防災情報の収集・伝達システムの活用

県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報共有を図る。

また、避難勧告等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

なお、平時においては、防災情報機器操作マニュアル等に基づき、県防災情報ネットワークシステム等の防災情報端末操作の習熟を図っておくものとする。

1-4. 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

2. 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告するとともに、県より、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

また、防災関係機関相互間で緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行う。

3. 災害確定報告

応急措置完了後は、速やかに県（地域振興局又は熊本土木事務所経由）に対して文書で災害確定報告を行う。

第8節 広報計画

1. 広報活動

1-1. 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報する。

- 災害対策本部の設置
- 災害の概況（被害の規模・状況等）
- 台風等に関する情報
- 村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- 避難勧告等（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- 防疫に関する事項
- 火災状況
- 医療救護所の開設状況
- 給食・給水実施状況
- 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- 道路交通等に関する事項、復旧状況
- 一般的な住民生活に関する情報
- 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- 住民の安否情報
- 医療機関、金融機関などの生活関連状況
- 交通規制の状況
- 被災者支援に関する情報等
- その他必要な事項

1-2. 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

- 告知放送システム等による広報
- 広報車による広報
- 消防団による広報
- 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- 広報紙、チラシ、ポスター等
- 指定緊急避難場所への職員の派遣
- 自主防災組織等による広報

- 携帯電話メールサービスによる広報
- その他状況に応じ効果的な方法

2. 住民等からの問い合わせ対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9節 水防計画

洪水等のおそれがあるときは、水防体制を確立し、河川の巡視、水位の通報、住民の避難誘導等の水防活動を的確に実施する。

村内の水防に関する必要な事項は、水防法第33条に基づき、別途、水防計画において定める。

第10節 消防計画

1. 消防活動計画

1-1. 消防計画の策定

消防施設及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定する。

1-2. 危険物等の保安

災害時における危険物等の保安については、保安についての適切な処置をとるとともに、県消防保安課に状況を速やかに通報する。

1-3. 林野火災への対応

大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合には、次の措置をとる。

- 知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送の要請を行う。
- 必要に応じて、知事に対し、ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送及び活動隊員の派遣について、自衛隊の派遣要請を要求する。
- 林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行う。

2. 消防広域応援計画

2-1. 県内の応援体制

大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県市町村消防相互応援協定」(昭和46年4月1日締結)の円滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制(消防組織法第39条)を確立する。

2-2. 緊急消防援助隊の要請等

災害の状況により、村の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

3. 消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、下記に基づき、消防機関と警察、自衛隊及び医療機関との連携と相互の協力体制の確立を図る。

- 消防及び警察の相互協力：消防組織法第42条
- 消防及び自衛隊の相互協力：「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」(平成8年2月7日消防救第27号消防庁救急救助課長通知)
- 消防及び医療機関の相互協力：「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」(平成8年5月24日付け消防救第114号消防庁救急救助課長通知)

第11節 避難収容対策計画

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難勧告等の実施責任者は、以下のとおりである。

区分	災害の種別	実施責任者	根拠法令
避難準備・高齢者等避難開始	全災害	村長	
避難勧告	全災害	村長	災害対策基本法第60条
避難指示（緊急）	全災害	村長	災害対策基本法第60条
		警察官	災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法第4条
		災害派遣時の自衛官	自衛隊法第94条
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条
		水防管理者	水防法第29条
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条

2. 避難勧告等の発令

2-1. 避難勧告等の発令基準

災害から住民の生命、身体を保護するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令する。また、避難勧告等の発令基準に該当する以前においても、必要に応じて、災害警戒放送を実施する。災害警戒放送及び避難勧告等の発令基準は、次頁以降に示すとおりである。

なお、避難勧告等の時期を失せぬよう、防災関係機関と連携をとりながら、監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努める。

避難勧告等を発令した場合には、速やかに、その旨を県に報告する。

河川洪水災害に伴う避難勧告等の発令基準

区分	基準
災害警戒 放送	● 降雨（40mm 以上）が数時間続くと予想され、河川増水の危険性があるとき。 ● 上流（四浦・五木）で降雨（40mm 以上）が数時間続くと予想され、河川増水の危険性があるとき。 ● 24 時間雨量が 150mm に達し、降雨（40mm 以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 大雨（洪水）又は洪水警報が発表され、降雨（40mm 以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 台風が接近すると予想されるとき。 ● その他、必要があると判断されるとき。
避難準備・ 高齢者等 避難開始	● 降雨（70mm 以上）が数時間続くと予想され、災害の危険性があるとき。 ● 24 時間雨量が 150mm に達し、降雨（70mm 以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 大雨洪水警報が発表され、又は、四浦の河川氾濫注意水位（5.20m¹）又は、川辺の河川氾濫注意水位（3.50 m²）の段階で、今後さらに水位が上昇し、避難判断水位になるおそれがある場合。 ● 氾濫注意水位に達し、上流（四浦・五木）で降雨（70mm 以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 村道永江・瀬馳線の永江～廻り間が冠水するおそれがある場合。 ● 台風（強い勢力以上）が接近し、災害の危険性があると判断されるとき。 ● その他、必要があると判断されるとき。
避難勧告	● 降雨（70mm 以上）が数時間続くと予想され、災害の危険性が高いと予想されるとき。 ● 24 時間雨量が 200mm に達し、降雨（70mm 以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 大雨洪水警報が発表され、又は、川辺の避難判断水位（3.82m）の段階で、今後さらに水位が上昇し、氾濫危険水位（4.00m）になるおそれがある場合。 ● 水位が堤防天端まで 1m 地点に迫り、上流（四浦・五木）で降雨（70mm 以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 村道永江・瀬馳線の永江～廻り間が冠水した場合。 ● 台風（猛烈以上）が接近し、災害が発生する危険性が高いと予想されるとき。 ● 災害が発生したとき。 被災地区及び被災の可能性のある地区 ● その他、発令の必要があると判断されるとき。
避難指示 （緊急）	● 降雨（90mm 以上）が数時間続くと予想され、災害の危険性が非常に高いと予想されるとき。 ● 24 時間雨量が 300mm に達し、降雨（90mm 以上）が予想されるとき。 ● 川辺の氾濫危険水位（4.00m）の段階で、今後さらに水位が上昇し、氾濫の危険が予想される場合。 ● 水位が堤防天端まで 1m 地点に迫り、上流（四浦・五木）で降雨（90mm 以上）が予想されるとき。 ● 台風（猛烈以上）が接近し、災害が発生する危険性が非常に高いと予想されるとき。 ● 災害が発生したとき。 被災地区及び被災の可能性のある地区 ● その他、発令の必要があると判断されるとき。

1 国の基準は 5.50m であるが、村の基準は 30cm 低く設定している。

2 県の基準は 3.82m であるが、村の基準は 32cm 低く設定している。

土砂災害に伴う避難勧告等の発令基準

区分	基準
災害警戒放送	● 降雨（40mm以上）が数時間続くと予想され、土砂災害の危険性があるとき。 ● 24時間雨量が150mmに達し、降雨（40mm以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 大雨（土砂災害）警報が発表され、降雨（40mm以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 台風が接近すると予想されるとき。 ● その他、必要があると判断されるとき。
避難準備・高齢者等避難開始	● 降雨（70mm以上）が数時間続くと予想され、災害の危険性があるとき。 ● 24時間雨量が150mmに達し、降雨（70mm以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 大雨警報（土砂災害）が発表され、又は、近隣で湧き水、地下水の濁りなどの前兆現象が発見された場合。 ● 台風（強い勢力以上）が接近し、災害の危険性があると判断されるとき。 ● その他、必要があると判断されるとき。
避難勧告	● 降雨（70mm以上）が数時間続くと予想され、災害の危険性が高いと予想されるとき。 ● 24時間雨量が200mmに達し、降雨（70mm以上）が数時間続くと予想されるとき。 ● 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険性が高いと予想されるとき。 ● 土砂災害警戒情報が発表され、又は、溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生した場合。 ● 法面等で土砂災害の前兆があり、数時間以内に土砂災害が発生すると予想されるとき。 ● 台風（猛烈以上）が接近し、災害が発生する危険性が高いと予想されるとき。 ● 災害が発生したとき。 被災地区及び被災の可能性のある地区 ● その他、発令の必要があると判断されるとき。
避難指示（緊急）	● 降雨（90mm以上）が数時間続くと予想され、災害の危険性が非常に高いと予想されるとき。 ● 24時間雨量が300mmに達し、降雨（90mm以上）が予想されるとき。 ● 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険性が非常に高いと予想されるとき。 ● 法面等で土砂災害の前兆があり、1時間以内に土砂災害が発生すると予想されるとき。 ● 近隣で土砂災害が発生、又は、近隣で、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等が発見された場合。 ● 台風（猛烈以上）が接近し、災害が発生する危険性が非常に高いと予想されるとき。 ● 災害が発生したとき。 被災地区及び被災の可能性のある地区 ● その他、発令の必要があると判断されるとき。

避難勧告等の発令における留意事項

- 基本的には、夜間・早朝であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。
- 早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難に住民に呼び掛ける。
- 避難勧告等の対象地域、判断時期又は解除等について検討する場合、国の指定地方行政機関又は県に対し、必要な助言を求めることができる。

2-2．指定緊急避難場所

指定緊急避難場所の指定状況は、資料編に示すとおりである。

2-3．避難勧告等の内容

避難勧告等を発令する場合は、以下の内容を明示する。

- 避難対象地域
- 避難先
- 避難理由
- 避難経路
- 避難時の注意事項

2-4．避難勧告等の伝達

(1) 伝達方法

避難勧告等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、情報伝達系統は、本章第 5 節「1. 予警報等の伝達」に示すとおりである。

- 告知放送システムによる伝達周知
- 関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知
- 広報車等による伝達周知
- 携帯電話メールサービスによる伝達周知
- 自主防災組織、区長等への有線放送及び電話等による伝達周知
- 報道関係機関を通じての伝達周知

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への伝達

1) 対象施設

浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設は、以下のとおりである。

単位：人

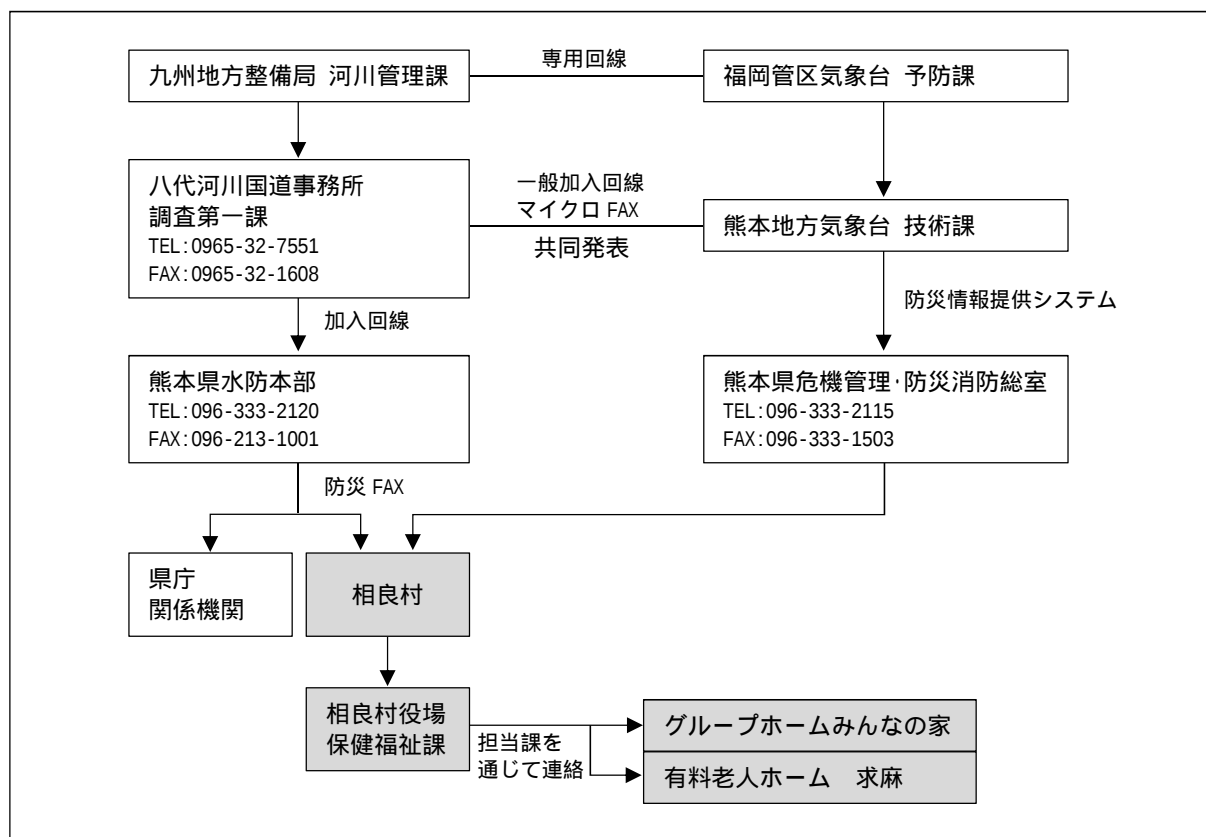
No	名称	住所	利用者数	職員数
1	グループホーム みんなの家	相良村大字柳瀬 973	村内： 9 村外： 9	12
2	有料老人ホーム 求麻	相良村大字柳瀬 1343-3	定員： 10	3

平成 29 年 6 月 1 日

2) 情報伝達系統

各施設に対する情報伝達系統は、以下のとおりである。

伝達方法は、電話・FAX等を基本とするが、これらが使用不可の場合は、職員・消防団員（トランシーバー）による伝達とする。



2-5．避難勧告等の解除

避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

必要に応じて、国の指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めるものとする。

3．避難の誘導

3-1．避難誘導の実施

避難勧告等を発令した場合は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難誘導を実施する。
避難誘導にあたっては、以下の事項に留意する。

- 自主防災組織等の協力を得て、行政区単位等で集団避難を行う。
- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。
- 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

3-2．社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て、速やかに入所者の安全を確保する。また、必要に応じて、保護者と連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

4．避難所の開設及び収容

4-1．避難所の開設

(1) 避難所の開設

避難所の開設が必要な場合、施設の安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、速やかに指定避難所を開設する。

なお、指定避難所の開設に当たっては、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

また、災害の様相が深刻で、村内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所を開設する。

(2) 収容施設

収容施設は、指定避難所を原則とする。指定避難所の指定状況については、資料編に示すとおりである。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。避難所が不足し、既存の施設が確保できない場合には、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

なお、既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用するが、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する対象者は、以下のとおりである。

- 災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者
- 避難勧告、避難指示（緊急）が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(4) 住民への周知

避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底する。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置したときは、避難所の管理運営のため、各避難所の責任者（原則として村職員）を定める。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

避難所を設置したときは、あらかじめ定める避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告する。特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図る。

なお、この報告は、あらかじめ定める「避難所開設報告書」により行うものとする。

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設予定期間

4-2．避難所の管理運営

避難所の管理運営は、以下の事項に留意して行う。

- 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討する。
- 避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- 行政区、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。
また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。
- 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室等の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食糧確保等を行う。
- 避難期間が長期化する場合、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行う。
- 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努める。
- 仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努める。
- 避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進める。

- ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努める。
やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等による保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

5. 指定避難所以外の被災者への対応

5-1. 車中避難者を含む指定避難所以外の被災者への対応

村は、行政区、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

6. 避難行動要支援者に対する対策

6-1. 避難行動要支援者の避難誘導等

避難勧告等を発令した場合や、災害が発生した場合、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、関係機関（消防団員、警察の救援機関を含む）、自主防災組織、近隣組織、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等、様々な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認及び救助活動を実施する。

また、避難支援計画（個別計画）を定めている場合には、同計画に基づき避難支援を実施する。

避難行動要支援者の避難誘導等にあたっては、避難行動要支援者の特性に配慮するとともに、避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮する。

6-2. 情報の提供

指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように、障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて、手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人など、専門的支援者の確保に努める。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮する。

6-3. 生活の支援

(1) 相談体制の整備

指定避難所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行う。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮を行う。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

(2) 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的に大きな負担を強いられるため、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行う。

7. 学校等における対策

7-1. 村内の学校等

村内の学校等は、以下のとおりである。

学校

単位：人

学校名	児童生徒数	職員数	電話番号
北小学校	21	9	36-0122
南小学校	202	25	35-0009
計	223	34	
中学校	129	19	35-0050
合 計	352	52	

保育所（園）

単位：人

保育所(園)名	園児数	職員数(非常勤含む)	電話番号
四浦保育所 あざみ園	村内： 14	6	36-0588
	村外： 1		
なつめ保育園	村内： 68	18	35-0014
	村外： 5		
暁保育園	村内： 32	14	24-4859
	村外： 8		
合 計	村内： 114	38	
	村外： 14		

平成 29 年 6 月 1 日

7-2. 情報の伝達・収集等

教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮する。

また、学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を村、教育委員会、その他関係機関に報告し、必要に応じて、応援等を求める。

7-3．避難の指示等

教育長の避難の指示等は、村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施する。また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生 の 時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝達する。

学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに避難を実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を指示する。なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は、状況を判断して臨時休校等の措置を講ずる。なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底しておくものとする。

7-4．避難の誘導等

(1) 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行う。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、村、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(2) 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

(3) 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

- 児童・生徒等に必要な注意を促すとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋等）の通行を避けるように配慮する。
- 通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずる。

(4) 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡する。

なお、この場合、村に対して、速やかに児童・生徒等の数その他必要な事項を報告する。

7-5．学校が地域の避難所となる場合の留意事項

学校が地域の避難所となる場合は、以下の事項に留意する。

- 避難所になった学校の学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示を行う。
- 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握して、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を児童・生徒等及び保護者に連絡する。
- 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。

- 避難が長期間となるおそれがある場合は、村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じる。

7-6. その他の留意事項

(1) 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる。

(2) 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意する。

8. 広域一時滞在

8-1. 広域一時滞在の協議

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

8-2. 被災者等への的確な情報提供

村外に避難した被災者や、村外から避難してきた被災者等に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、必要な情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第12節 災害救助法等の適用計画

1. 災害救助法の適用手続き

災害に際し、村における災害が、災害救助法施行令第 1 条に定める適用基準のいずれかに該当し、又は、該当する見込みがあるときは、球磨地域振興局長又は熊本土木事務所長を経由して、直ちにその旨を知事に報告する。

災害救助法の適用基準

村内において、下表の A 欄に定める数以上の世帯数の住家が滅失したとき。
県の区域内の住家が 1,500 世帯以上滅失した場合であって、村内における滅失住家の世帯数が下表の B 欄の世帯数以上に達したとき。

区分	A	B
人口 5,000 人未満の市町村	30 世帯	15 世帯

県の区域内の住家が滅失した世帯の数が 7,000 世帯以上であって、村内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。
災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

2. 救助の種類及び実施方法

救助の種類及び実施方法は、「熊本県災害救助法施行細則」の定めるところによる。

第13節 救出計画

1. 実施責任者等

救出は、原則として、村長、消防機関及び警察機関が協力して実施する。

また、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は、救出を実施し、又は村長等に協力するものとする。

2. 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施する。

- 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合。
 - 火災の際に火中に取り残された場合
 - 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となった場合
 - 水害の際に流失家屋とともに流される、孤立した地域等に取り残された場合
 - 土石流により生き埋めになった場合
 - 登山者が多数遭難した場合
- 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者。

3. 救出の方法

3-1. 村、消防職員・団員による救出

村、消防職員・団員による救出活動は、以下の要領で行う。

- 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施する。なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておく。
- 村による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求める。

3-2. 自主防災組織による救出

自主防災組織は、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努める。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は村、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努める。

4. 関係機関との連携

4-1. 活動調整会議の開催

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、村、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催する。

また、警察、消防、自衛隊等の実動機関ヘリ、防災消防ヘリ、ドクターヘリ等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、搜索活動等を実施する。

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。

4-2．応援要請

村において救出作業をできないとき、又は資機材等の調達ができない場合には、県等の出先機関に対し、応援の要請を行う。

5．職員の安全確保、惨事ストレス対策

救出・救助活動に従事する職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、職員等の惨事ストレス対策に努める。

第14節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画

1. 行方不明者等の搜索

警察、消防機関等の協力を得て、行方不明者等の搜索を行う。

村だけでは十分な対応ができない場合は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

「行方不明者等」：災害により行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

2. 遺体の検視、身元確認

遺体を発見したときは、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき、警察による死体取扱いを受けるものとする。

死体取扱いにあたっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。なお、村内で発見された遺体で、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、村が引き渡しを受ける。

3. 遺体の収容

警察と協議し、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を安置する。

なお、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

4. 遺体の火葬

火葬の実施体制を確保するため、以下の事項を行う。

- 火葬場の被災状況の把握
- 死亡者数の把握
- 火葬相談窓口の設置
- 遺体安置所の確保
- 作業要員の確保
- 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- 火葬用燃料の確保

第15節 医療救護計画

1. 実施機関

災害時における医療救護は、村長が行う。

ただし、災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合は、知事が行う。

2. 医療救護活動

被災地の状況に応じて、適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。

村のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。

3. 医療施設への電気、ガス、水道の確保

医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう努める。

また、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家用発電機の燃料の確保を図るため、必要な措置を講じる。

4. 惨事ストレス対策

医療救護活動に従事する職員等の、惨事ストレス対策の実施に努める。

第16節 食糧供給計画

1. 食糧の調達

災害時における食糧の調達・供給は、以下のとおり行う。

- 災害備蓄食糧の供給を行う。
備蓄物資の状況は、資料編を参照。
- 村内の販売業者を通じて調達する。
- 副食物については、販売業者を通じ購入する。
- 県に対し、食糧の供給を要請する。
- 上記の供給方法は自動車での供給を基本とするが、これが使用不能の場合は、人力での供給を行う。

2. 炊きだしの実施及び食糧の配分

2-1. 炊きだしの実施

原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、自ら又は委託して、炊き出しを行う。

村において炊き出しによる食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請する。

2-2. 食糧の配分

被災住民への食糧の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- 各避難所等における食糧の受け入れ確認
- 需給の適正を図るための責任者の配置
- 住民への事前周知等による公平性の確保

第17節 給水計画

1. 応急給水の実施

災害時に飲料水が断水、汚染又は枯渇し、飲料に適する水を得ることができない場合は、以下の方法により応急的な給水を実施する。なお、自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、近隣市町村、県及び国その他関係機関の応援を求める。

- 災害備蓄飲料水の供給を行う。
- 上水道若しくは付近の井戸水等から給水を行う。
- 水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行う。

給水量は、1人1日当たり最少2～3リットルを基準とするが、災害状況及び復旧状況等に応じ、適宜増加する。

2. 給水への広報

給水拠点への給水時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、適時、的確な情報提供を行うものとする。

第18節 生活必需品供給計画

1. 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- 寝具類（毛布等）
- 衣料（作業着、下着、靴下等）
- 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- 日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- 燃料
- その他（ビニールシート）

2. 生活必需品の確保

生活必需品の確保は、食糧の調達の場合に準じて行う。

3. 生活必需品の配分

3-1. 供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3-2. 生活必需品の円滑な提供に向けた留意事項

生活必需品の円滑な提供に向けた留意事項は、以下のとおりである。

- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品の円滑な供給に十分配慮する。
- 県から供給された生活必需品を配分するときは、県が作成する配分計画表に従って配分する。
- 被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報発信を行う。
- 小口・混載の支援物資を送ることは被災自治体の負担になることや、不足している物資を確認したうえで送るなど、被災地支援に関する正しい知識や、生活必需品の提供ルールなどの普及啓発に努める。

第19節 住宅応急対策計画

1. 応急仮設住宅の建設

災害のため住家が滅失した被災者のための住宅を確保するため、民間住宅建設関係団体の協力を得て、応急仮設住宅の建設を行う。村のみでは実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得るものとする。

応急仮設住宅の建設にあたっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。

2. 住宅の応急修理

災害により被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図る。

住宅の応急修理は、民間住宅建設関係団体の協力を得て行うとともに、村のみでは実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得るものとする。

3. 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が、公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行う。

4. 民間施設の提供

民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど、協力体制の強化を図るとともに、空室等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努める。

5. 応急仮設住宅の運営管理

以下の事項に留意して、各応急仮設住宅の運営管理を行う。

- 応急仮設住宅の防犯活動を推進するとともに、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努める。
- 男女共同参画の視点に配慮する。
- 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第20節 交通規制計画

1. 実施責任者

災害時における交通規制の実施責任者及び範囲は、以下のとおりである。

区分	範囲
道路管理者 ・国土交通省 ・知事 ・村長	● 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ● 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警察 ・公安委員会 ・警察署長 ・警察官	● 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき ● 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき ● 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2. 交通規制の実施

村が管理する道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施する。

この場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。なお、道路標識施設の設置基準は、以下のとおりである。

区分	基準
道路標識を設ける位置	通行止め：歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端 う回路：う回路のある交差点の手前の左側の路端
道路標識の構造	道路標識は、堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう、照明又は反射装置を施す。
道路標識の寸法及び色彩	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)に定めるところによる。

3. 相互の連絡・協力

他の道路管理者及び警察と、以下の事項について、相互に連携・協力する。

- 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- 緊急通行車両の通行を確保すべき道路においては、障害物排除等のための応急対策を実施するとともに、重機等の支援部隊の速やかな要請を行う。

4. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間(以下「区域等」という。)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされており、当該区域等では、以下の事項を行うことができることとなっている。

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、この措置命令及び措置をとるものとする。なお、この場合においては、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知するものとする。

区分	内容
運転者等に対する措置命令	警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。
放置車両等の撤去	警察官は、上記の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。 この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

5. 災害時における車両の移動等

村が管理する道路等において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

第21節 輸送計画

1. 輸送力の確保

村が所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により輸送手段を確保する。

(1) 車両等確保

公共的団体の車両等

輸送を業とする者の所有車両等

その他（自家用車両等）

(2) 鉄道、軌道、空中輸送等の確保

鉄道、軌道輸送要請

空中輸送要請（「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。）

2. 輸送の方法

2-1. 陸上輸送

(1) 道路輸送

災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、関係機関相互で協力する。

(2) 鉄道輸送

道路輸送が困難であり、又は不可能な場合、並びに鉄道輸送による輸送が迅速適切と判断される場合、鉄道による輸送の確保を図る。

2-2. 空中輸送

陸上輸送が困難、若しくは不可能な場合、又は空中輸送が適切であると判断した場合は、防災消防ヘリコプターを活用するとともに、「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、自衛隊による空中輸送を実施する。

第22節 緊急通行車両確認計画

1. 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

段階	輸送対象
第1段階 (地震発生直後の 初動期)	● 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ● 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ● 交通規制に必要な人員、物資 ● 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ● 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資 ● 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資
第2段階 (応急対策活動期)	● 第1段階の継続 ● 食糧、水等生命維持に必要な物資 ● 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
第3段階 (復旧活動期)	● 第2段階の継続 ● 災害復旧に必要な人員、物資 ● 生活必需品

2. 緊急通行車両の確認

2-1. 緊急通行車両の確認申請

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は公安委員会の下記部局に緊急通行車両確認申請を提出し、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける。

- 知事（県）：知事公室危機管理防災課
- 公安委員会：県警察本部 交通部交通規制課、各警察署 交通課

2-2. 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るため、次のいずれにも該当する車両については、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を行う。

- 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する計画がある車両
- 次に掲げる方法により、村が所有又は使用する車両
 - ・ 村が自ら所有する車両
 - ・ 村が契約等により専用に使用する車両
 - ・ 村が災害時に関係機関・団体等から調達する車両

第23節 民間団体活用計画

1. 実施機関

民間団体の活用は、村長が、村内の民間団体の協力を求めて実施するものとし、村で処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡して応援協力を求める。

なお、大規模な災害、又は広範囲にわたる災害のとき、あるいは村において処理できない場合は、知事又は県教育委員会がこれを行う。この場合において、知事又は県教育委員会は、一部活動業務を日本赤十字社熊本県支部に委託できることとなっている。

2. 活用方法

2-1. 活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとする。

フェイズ	時期	活動内容
0	災害発生直後 (被災者周辺住民による活動)	・ 応急処置 ・ 救出 ・ 搬送
1	緊急対応期 (村等からの要請後 団体の協力による活動)	・ ボランティア本部の設置 ・ 炊き出し ・ 応急復旧 ・ 連絡手段の確保(アマチュア無線) ・ 安否調査 ・ その他
2	応急対応期 (ボランティアによる機能的活動期)	・ 避難所支援活動 ・ 心のケア ・ 協力支援体制の確立 ・ その他
3	復興期 (地域ボランティア組織の支援活動)	・ 活動の撤退準備 ・ 活動記録 ・ 報告書の提出(県・村) ・ その他

2-2. 活動範囲

活動範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として村内全域とする。

2-3. 活動期間

村等からの要請により活動を開始した時期(フェイズ0若しくは1)からフェイズ3の撤収までとする。

2-4. その他

民間団体の活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用等があった場合、経費については国が負担する。

また、村の要請により活動する場合においては、応援に要した費用は、村が負担する。

第24節 労務供給計画

1. 労務者の確保

災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、熊本県球磨地域振興局長に対し、文書又は口頭により、以下の事項を明らかにして、労務者の要請を行う。

- 求人者名
- 職種別、所要労務者数
- 作業場所及び作業内容
- 労働条件
- 宿泊施設の状況
- その他必要事項

2. 従事命令等による労務者の確保

災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときは、各法律に基づく強制命令等により労務の確保を図る。

なお、知事より権限を委任された場合における、当該権限に基づく従事命令等の執行に際しては、法令等に定められた令書を交付するものとする。その他の従事命令等には、令書の交付は必要としない。

従事命令等の種類・執行者及び根拠法律等は、以下のとおりである。

作業区分	命令区分	執行者	対象者	根拠法律
災害応急対策作業	従事命令	知事 知事が権限を村長に委任した場合は、村長	医師、歯科医師並びに薬剤師 保健師、助産師並びに看護師 土木技術者及び建設技術者 大工、左官並びにとび職 土木業者、建築業者並びにこれらの従業者 地方鉄道業者及びその従業者 軌道経営者及びその従業者 自動車運送事業者及びその従業者 船舶運送業者及びその従業者 港湾運送業者及びその従業者	災害対策基本法 第71条 災害救助法 第7条
	協力命令	同上	救助を要する者及びその近隣者	災害対策基本法 第71条 災害救助法 第8条
災害応急対策作業(全般)	従事命令	村長 警察官	村内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法 第65条 第1項、第2項
	従事命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者	警察官職務執行法 第4条
消防作業	従事命令	消防吏員又は消防団員	火災の現場付近にある者	消防法 第29条 第5項
水防作業	従事命令	水防管理者、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者	水防法 第17条

第25節 保健衛生計画

1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図る。

1-1. 防疫組織及び実施方法等

(1) 防疫班の編成

必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため、防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

また、必要に応じて、知事に対し、防疫班の派遣を要請する。

(2) 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周知な計画をたてておく。

1-2. 実施方法等

(1) 消毒

知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施する。

(2) ねずみ族昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施する。

(3) 臨時の予防接種

感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要がある場合で、知事より指示を受けた場合には、予防接種法第6条により、臨時の予防接種を行う。

(4) 県の防疫活動への協力

県は、検病調査班を編成し、被災地における検病調査及び健康診断、感染症患者の収容、必要な場合における生活用水の使用制限等を行うこととしており、これら県の活動への協力を行う。

2. 食品衛生の確保

被災地における食品衛生の確保に努めるとともに、必要に応じて、県が実施する各種措置に協力する。

3. 健康管理

3-1. 保健及び栄養指導

被災地における健康管理（母子、老人、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等を行う。以下同じ。）のため、以下の事項を実施する。

- 被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理に努め、必要に応じて、県の保健指導班等の派遣を要請する。
- 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を組織的に行うことが必要であると考えられる場合には、被災者等の健康管理のための計画的な対応について、県に要請を行う。
- 必要に応じて、県保健指導班等の協力を得て、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。
- 被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し、県を通じて応援要請を行う。

3-2. 精神保健相談

被災者のこころのケア対策に努めるとともに、県が行う以下の措置に協力する。

時期	措置の内容
初期	● 精神科救護所の設置 ● 精神保健巡回診療及び相談の実施 ● 精神保健医療情報の提供 ● 夜間相談窓口の設置 ● 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり
安定期	● 仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談

4. 被災動物対策

災害によって負傷した動物（犬、猫等）は、県の各保健所において、収容・一時保管を行う。

第26節 災害ボランティア活用計画

1. 災害ボランティア活動を支援する体制整備

1-1. 被災地センターの設置

村及び村社協は、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するため、村単独又は複数の市町村の連携による広域単位で、被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

この場合においては、関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協等との協力体制を構築しておく。

被災地センターの役割等は、以下のとおりである。

役割と機能	● 村や県災害ボランティアセンターとの連絡調整 ● 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請 ● 活動用資材や機材の調達（県災害ボランティアセンター、村と連携） ● ボランティアニーズ及び被害状況の把握 ● ボランティアの受入 ● ボランティア希望者の配置等 ● 救援物資の仕分け、配布 ● 現地での支援活動 ● ボランティアの健康管理 ● その他
組織及び運営体制	【組織】 関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。 【運営体制】 地域ボランティア関係団体や県災害ボランティアセンターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とする NPO 等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

1-2. 被災地センターの運営支援

被災地センターの運営を支援するため、村は、以下の事項を行う。

- 連絡調整窓口の設置
- 活動場所の提供
- 行政情報の適切な提供

1-3. 閉所の時期について

被災地センターの閉所にあたっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、村社協等にその活動を引き継いでいく。

2. 専門ボランティア

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となることから、各種専門ボランティアの活用を図る。

第27節 廃棄物処理計画

1. 廃棄物処理施設の被害状況の把握・応急復旧

1-1. 被害状況調査

廃棄物処理施設等の被害状況を速やかに把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備するとともに、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する。

1-2. 廃棄物処理施設の応急復旧

被災により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。

また、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは、県に応援要請を行う。

2. 災害廃棄物処理計画

各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じる。

この場合においては、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

災害廃棄物処理における留意事項は、以下のとおりである。

- 地区住民が道路上に災害廃棄物を出し、交通の妨げとすることのないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- 防疫上、食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、村が収集処理を行う。
- 必要に応じて、災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破碎等）の設置を行うものとする。

3. し尿処理計画

各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。

この場合においては、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

また、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設ける等、必要な対策を講じる。

第28節 文教対策計画

1. 実施機関

村立学校施設の災害応急復旧は、村長が行う。

村立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は、村教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、又は村のみで実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会が、関係機関の協力を求める。

2. 応急教育対策

2-1. 応急教育の実施場所の確保

学校施設等の被害状況を速やかに把握するとともに、被害状況に応じ、以下の考え方により、応急教育の実施場所を確保する。

- 学校施設が被災した場合、まずは、速やかに施設の応急復旧を行う。
- 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、その他民有施設等の借り上げを行う。
- 災害の状況によっては、近接市町村の小、中学校施設への委託等により、教育の実施を図る。

2-2. 応急教育の実施

災害時における教育に支障のないよう、以下の事項を実施のうえ、応急教育を実施する。

(1) 教育実施者の確保

村内の学校及び県教育委員会、県教育事務所等と緊密な連絡をとり、教育実施者の確保に努める。

(2) 教材、学用品等の調達及び配給

教材、学用品等の被害を受けた場合は、所定の様式に従って、村教育委員会より県教育委員会に報告し（救助法適用の場合は、村長を経由して報告）県教育委員会の斡旋のもと、特約教科書供給所及び文具関係団体より、教材、学用品等を調達する。

3. 学校給食等の措置

村立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、県教育委員会に速報し、県教育委員会の指示のもと、必要な措置を講じる。

第29節 ため池等管理計画

1. ため池の緊急点検

地震発生後、ため池の管理者は、「地震後の農業用ダム臨時点検要領（案）」及び「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案）」により、緊急点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じる。

村内のため池の現況は、「第2章第1節 5.ため池の管理」を参照。

第30節 障害物除去計画

1. 実施責任

障害物除去の実施責任者は、以下のとおりである。

区分	実施責任者
応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去	村長
水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去	水防管理者、又は消防機関の長
道路、河川等にある障害物の除去	その道路、河川等の維持管理者
山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去	村長 村のみで実施不可能の場合、又は救助法が適用されたときは、知事
その他、施設、敷地内の障害物の除去	その施設、敷地内の所有者、又は管理者

2. 障害物の除去対象及び除去の方法

2-1. 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね以下のとおりである。

- 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

2-2. 障害物除去の方法

障害物の除去は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うほか、必要に応じて、土木建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

また、上記では実施困難な場合は、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。

除去作業の実施にあたっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮する。

3. 除去した障害物の保管等

除去した障害物は、おおむね以下の場所に保管、又は廃棄するものとする。

なお、障害物を保管する場合は、保管を始めた日から14日間、その旨を公示する。

区分	場所等の基準
保管の場合	● 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所 ● 道路交通の障害とならない場所 ● 盗難等の危険のない場所 ● その他、その工作物等に対応する適当な場所
廃棄の場合	● 村の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

4. 障害物の処分方法

除去した障害物の処分方法は、以下のとおりとする。

- 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管する。
- 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると認められるときは、その工作物を売却し、代金を保管する。
- 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。
- その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第31節 公共施設応急工事計画

1. 公共土木施設

1-1. 対象施設

災害によって河川、道路等の公共土木施設が被災した場合において、村が応急工事を実施する対象施設は、以下のとおりである。その他の施設については、国土交通省又は県が実施する。

- 河川：村管理河川
- 道路：村道、農道
- 上水道：簡易水道施設
- 下水道：集落排水施設

1-2. 応急工事の施行

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度を考慮し、以下の考え方に基づいて実施する。

対象	考え方
緊要度の高い交通路	被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食糧及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする場合、仮道、仮さん道及び仮橋等により、優先的に交通の確保を図る。
その他の交通路	被災した道路又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急の必要がある場合において、仮道工事等の施行を実施する。
仮締切り工事	仮締切り工事は、河川、砂防施設、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急の必要がある場合に実施する。
下水道、集落排水施設	管渠や排水路については、流水機能を確保するため、陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行う。 処理場、ポンプ場については、被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行う。

2. 農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむを得ない場合には、応急工事を施行する。

農地、農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事は、各施設の所有者又は管理者において実施するものとするが、これらでは実施が困難な場合には、村長が実施する。また、村において実施不可能な場合は、県又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

3. 社会福祉施設

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施行しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、応急工事を施行する。

社会福祉施設等の応急工事は、各施設の所有者又は管理者において実施する。

4. 医療衛生施設

医療衛生施設等が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、又は、入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、応急工事を施行する。

医療衛生施設等の応急工事は、各施設の設置者又は管理者において実施する。

第32節 農林応急対策計画

1. 農業

異常気象により、水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、県、県出先機関、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして、被災農業者に対し、応急対策及び復旧対策について、技術等の指導を行う。

また、被害発生のおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導するものとする。

2. 林業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、県、県出先機関、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について、技術等の指導を行う。

また、被害発生のおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導するものとする。

第33節 航空機災害応急対策計画

1. 情報の通信連絡

航空機の墜落等により災害が発生した場合における通信連絡系統は、次頁に示すとおりである。
また、他の関係機関に対し、必要な情報を伝達するものとする。

2. 広報

人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策への協力を求めるため、報道機関等を通じ、又は広報機関等により、住民に対し、以下の内容について広報を行う。

- 災害の状況
- 村及び関係機関が実施する応急対策の概要及び復旧の見通し
- 避難勧告等及び避難先の指示
- その他必要な事項

3. 消防活動及び警戒区域の設定

航空機事故により火災が発生した場合において、その災害の規模等により、地元消防機関で対処できない場合は、隣接消防機関に対し、消防相互応援協定に基づく応援を求める。

また、必要に応じて、住民の生命、身体の安全を図るとともに、応急活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

4. 救出救護及び死体の搜索活動

乗客等の救出を要する場合は、消防機関、県及び県警察との協議に基づき、救出隊等を編成し、救出に必要な資機材を投入して迅速に救出活動を実施する。

死傷者が発生した場合は、関係機関と協力し、行方不明者の搜索、負傷者の救出及び遺体の収容を実施する。また、村、県、日赤熊本県支部及び地元医師会等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置の実施及び最寄りの医療機関への搬送を行う。

5. 交通規制

応急対策実施に支障があるときは、村道について、一時的な交通規制を行う。

道路の交通規制を実施したときは、その旨を交通機関並びに住民に広報し、協力を求めるものとする。

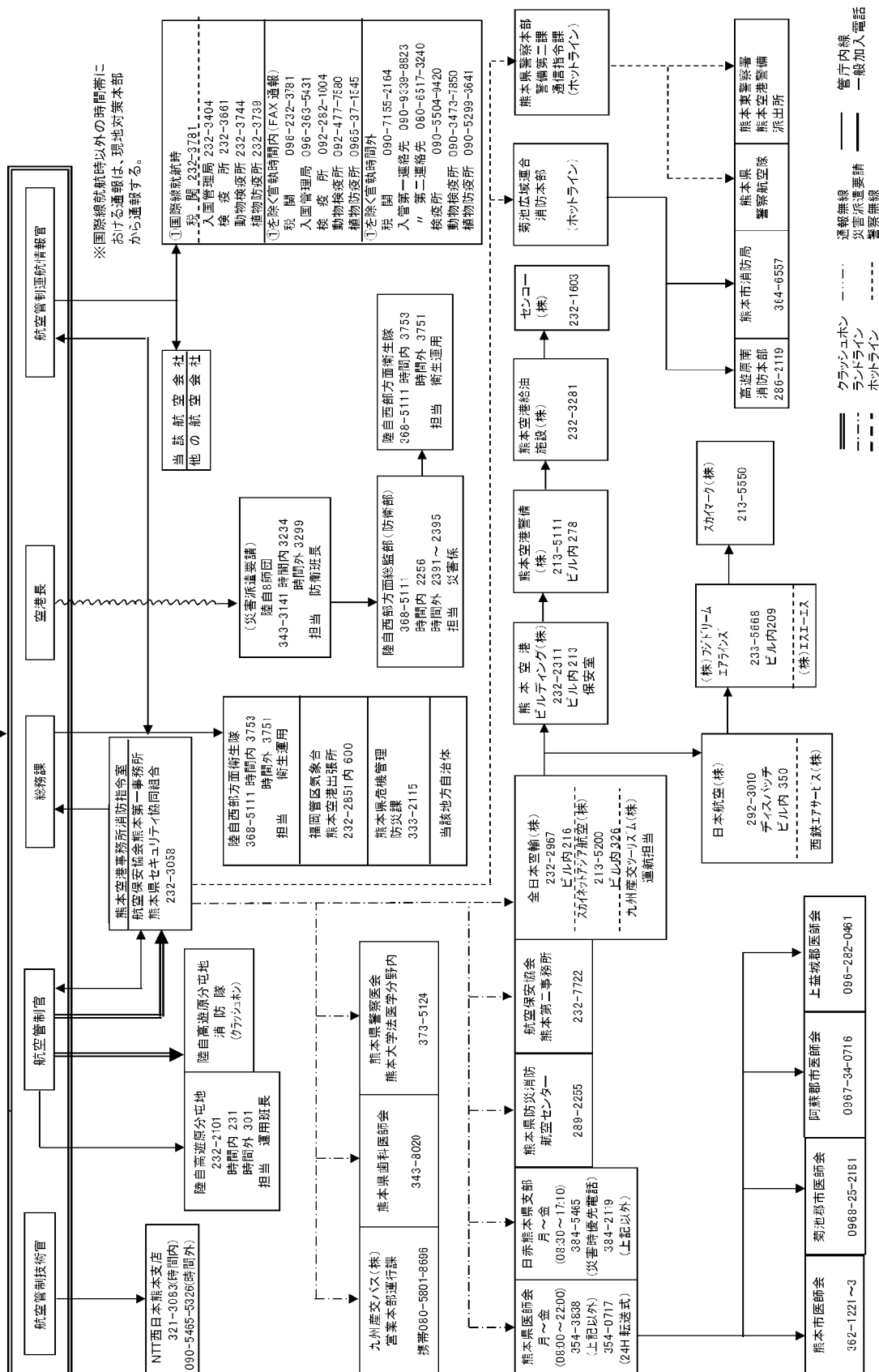
航空機災害が発生した場合の通信連絡系統

緊急通報系統圖

別紙

熊本空港緊急計画
平成25年12月17日現在

空港又は周辺で航空機事故を知った者



第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受けて実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として、村の管理に属するものは村が、県の管理に属する施設については県において実施する。その他、法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが、当該施設の復旧に当たるものとする。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧においては、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧に努めるものとする。

3. 対象事業

同法において対象とする施設は、以下のとおりである。

対象施設	内容
河川	河川法第3条による施設等
砂防設備	砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
林地荒廃防止施設	山林砂防施設
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
道路	道路法第2条第1項に規定する道路
下水道	下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設
公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの
集落排水施設	農業農村整備事業で整備した農業集落排水施設

4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助の措置内容は、以下のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受けて実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には村、土地改良区、農業協同組合及び森林組合等、当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大きく、かつ、高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ、県営事業として施行される。

2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、前節「2. 復旧方針」に準ずるものとするが、その他、特に本復旧事業の推進にあたって必要な事項は、以下のとおりである。

- 同法律により、国に災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧後、その他は査定後に施行するものとする。
- 上記の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員を配置する。
- 農地等の復旧事業は、原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進捗は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- その他、災害復旧の特色として、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図る。

3. 対象事業

同法において対象とする施設は、以下のとおりである。

対象施設	内容
農地	耕作の目的に供される土地 田、畑及びわさび田
農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。 ● かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機 ● 農業用道路、橋梁 ● 農地保全施設、堤防
林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。 ● 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。） ● 林道
共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。 ● 倉庫 ● 加工施設 ● 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助の措置内容は、以下のとおりである。

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1. 住宅災害復旧計画

1-1. 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のため、国からの補助を受けて災害公営住宅を整備する。

1-2. 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

公営住宅関係住宅災害対策

		一般災害		激甚災害（本激）													
		要件	措置		措置												
整備	災害公営住宅整備事業 （公営住宅法第8条第1項第1号、第2号） 1. 滅失戸数 被災地全域で500戸以上 1市町村の区域内で200戸以上 1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として災害公営住宅の建設等に対する2/3 標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) 災害公営住宅借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5		罹災者公営住宅整備事業 （激甚法第22条）（激甚指定基準8） 1. 滅失戸数（災害指定） 被災全域で4,000戸以上 被災全域で2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 （激甚法施行令第41条） 2. 滅失戸数（地域指定） 上記～のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上	滅失戸数の5割を限度として罹災者公営住宅の建設等に対する3/4 罹災者公営住宅の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅と表現している。												
	復旧	既設公営住宅復旧事業 （公営住宅法第8条第3項） 財務省協議による運用基準 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上かつ、1事業主体の合計額290万円以上（事業主体が市町村の場合は190万円以上）	(公営住宅法第8条第3項) <table><tr><td></td><td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td></tr><tr><td>被害</td><td>滅失</td><td>損傷</td></tr><tr><td>復旧</td><td>再建</td><td>補修</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">補助率 1/2</td></tr></table>			公営住宅又は共同施設		被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修		補助率 1/2		本激甚指定既設公営住宅復旧事業 （激甚災害指定基準1） 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ、 1)都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 2)市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上
	公営住宅又は共同施設																
被害	滅失	損傷															
復旧	再建	補修															
	補助率 1/2																

1-3. 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、（独）住宅金融支援機構の災害復興融資を活用する。

2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく国庫補助事業又は単独事業として、それぞれ以下により実施する。

2-1. 実施機関

公立学校施設の復旧は、村長が行う。

2-2. 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、本章第 2 節「2.復旧方針」に準ずる。

2-3. 対象事業

対象施設は、同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

2-4. 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助の措置内容は、以下のとおりである。

- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債の充当

第5節 被災農林業の経営安定計画

1. 各種融資制度の活用

災害復旧及び経営資金の融資措置として、被害農林業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、以下の融資制度を活用して、積極的な資金の融資を推進する。

区分	内容
天災資金	天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農林業者及び農林業者の組織する団体に対し、経営資金などを融資する。 村は、当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行うことにより、融資の円滑化を図る。なお、これに要する経費については、その一部が国より補助される。
日本政策金融公庫資金	【災害復旧関係資金】 農林業施設等の災害復旧について、被害を受けた農林業者及び農林業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより、融資を行う。 【農林漁業セーフティネット資金】 被害農林業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行う。

第6節 被災中小企業振興計画

1. 各種金融措置の実施

中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図る。

なお、県が実施する金融措置は、以下のとおりである。

区分	内容
災害復興資金融資	被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。
償還の延期等	各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について、償還期間の延長等の要請を行う。
信用補完制度の充実	金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置を行う。
その他	上記措置の他にも種々の融資制度を設け、被災中小企業者の利便を図る。

第7節 被災者自立支援対策計画

1. 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

2. 被災者台帳の作成等

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3. 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは、職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

4. 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

以下の資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、被災状況を早急に確認するとともに、県と連携のうえ、被災者に対する制度の周知に努める。

- 災害弔慰金の支給
- 災害見舞金の支給
- 災害援護資金の貸付
- 生活福祉資金の貸付
- 母子寡婦福祉資金の貸付
- 被災者生活再建支援金の支給

5. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第8節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

必要に応じて、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における、円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

また、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。